

県内一斉「ふるさと美化活動」実施要領

1. 目的

県民、事業者、市町及び県が一体となって散乱ごみの清掃を行うことにより、ごみ等の散乱防止に対する意識の高揚と実践活動の促進を図り、環境美化、快適な環境づくりを推進する。

2. 主催

佐賀県、県内20市町、佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議

3. 美化活動

(1) 一斉行動日

期 日：5月30日から6月5日までの間にある日曜日

場 所：各市町が指定する場所

(県内の幹線道路等を中心に公園、景勝地、河川周辺、海岸線等)

参加者：一般県民、各種団体、事業所、行政機関等

(2) 美化活動の開始時間及び終了時間

開始時間及び終了時間は市町毎に決定し、概ね正午までに終了することとする。

(3) 雨天の場合の決行、順延の決定方法

小雨、曇天等による決行、順延の決定は各市町で行う。

順延とした場合は、天候、その他地域の実情に応じて6月中を目途として市町毎に日程を決定し、実施する。

(4) 実施状況の報告、公表

各市町は美化活動終了後、1週間以内に県有明海再生・環境課へ参加人員等の実績を報告するものとする。

県有明海再生・環境課は、すべての市町の参加人員等の実績をとりまとめ、速やかに公表する。

4. その他

(1) 一斉行動日によらない市町については、独自の日時を設定し一斉行動日に準じて美化活動を行うものとし、その場合参加人員等の実績を県有明海再生・環境課へ提出する期限は、一斉行動日以前に美化活動を行う市町については美化活動終了後1週間以内、一斉行動日以降に美化活動を行う市町については、美化活動終了の翌日とする。

(2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年5月18日から施行する。

この改正要領は、平成24年4月24日から施行する。

この改正要領は、平成25年4月22日から施行する。

この改正要領は、平成30年4月18日から施行する。

この改正要領は、令和6年4月15日から施行する。